

白浜町立図書館整備基本構想

平成26年2月
白浜町教育委員会

目 次

1. 趣 旨	1
2. 基本理念と基本方針	1
3. 現状と課題	2
4. 新図書館が目指す機能とサービス	4
5. 新図書館の立地条件と建設候補地	9
6. 新図書館の建物の条件	10
7. 計画期間及び取組計画等	13
8. 新図書館の建築規模	13
9. 運営	14
おわりに	14

1 趣 旨

公立図書館は、図書館法に基づいて自治体が設置し、教育委員会が管理する教育機関であり、人々の知る権利と個人の学ぶ自由を無料で保障し、その目的を資料の提供（貸出とレファレンス）という手段で果たす施設です。

特に町立図書館は、町民が生き活きとした生活を営むためのまちづくり・ひとづくり、地域の文化の拠点・情報センターとして、町民の暮らしにとって大切なもの、地域に欠かせない基本施設です。

白浜町教育委員会は、町立図書館として、本館と白浜、富田、日置川の各地域にそれぞれ分室を設置しています。しかし、これらの施設は、いずれも老朽化、狭隘化が進んでいることからその整備が求められており、平成20年3月に策定された第1次白浜町長期総合計画においても「これらの施設は老朽化、狭隘化が進んでいるため、図書館の機能が十分に発揮されておらず、施設の整備が求められています。」と記載され、学習の場の充実として「資料が充実した図書館建設の検討」が明記されています。

また、平成19年12月の町議会定例会において「町立図書館の早期建築を求める請願書」が採択され、さらに、図書館協議会でも平成20年12月15日付けで『白浜町立図書館基本構想』が提言されました。

これらのことを踏まえて、白浜町教育委員会では、「白浜町図書館検討委員会」を設置し、白浜町における図書館の在り方を調査、検討いただき、平成23年10月3日、その答申をいただきました。

白浜町教育委員会では、この答申をもとに検討を行い、この度、図書館整備基本構想として策定するものです。

2 基本理念と基本方針

2-1 基本理念

『学び、ふれあい、人が集まる図書館』

公立図書館は、個人が主体的に学習できる場であり、無料で、乳幼児から高齢者までだれでも利用できる施設です。図書館には“知る”“調べる”“学ぶ”“考える”“くつろぐ”“楽しむ”などいろいろなことができる機能とサービスがあります。

新図書館は、これらの機能と“いつでも、だれでも、どこでも、なんでも”という図書館サービスを充実させ、人々の暮らしに溶け込み、地域文化や活動の拠点施設となるとともに、既存の図書館とは違った個性・独自性をあわせ持ち、多くの人々が集い交流する施設として、『学び、ふれあい、人が集まる図書館』を基本理念とします。

2-2 基本方針

また、基本方針として、以下の5点を基本方針とします。

(1) みんなが気軽に利用できくつろげる図書館

乳幼児から高齢者までが気軽に立ち寄りたくなる図書館にします。読書に親しむため、自分の楽しみのため、日常生活上の問題解決のため、また、人と人との出会いの場として「まず、図書館に行ってみよう」と思ってもらえる図書館にします。

(2) 多様な情報・資料要求に応えられる図書館

人々の様々な情報・資料要求や活動に対応できるよう新鮮で豊富な資料を提供します。また、国立国会図書館はもとより県立図書館・専門機関などと連携し、利用者の要求に応えます。

(3) 地域文化と情報の拠点としての図書館

図書館が情報・資料と機会と場を提供することによって人々が交流し、地域社会を豊かにする力が生まれ、地域文化が育ってきます。そのため、地域資料の収集や地域への情報提供をして、町民に限らず来町者や全国に向けて地域の情報を発信します。また、白浜町の歴史や文化、ゆかりのある人々の資料収集・提供を行い、地域の特色を生かした図書館にします。

(4) 時代の変化・進化に対応できる図書館

蔵書の増加や進化する技術に対応できる、将来にわたり利用しやすい図書館を建設します。駐車（輪）場の確保や交通機関とのアクセスなどを考慮し、新しい課題に柔軟に対応ができる敷地の確保、施設の整備をします。

(5) 町民が育てていく図書館

図書館は、町民の様々な意見を受け、運営に活かすよう努め、町民が参加できるシステムを作ります。また、積極的に情報を公開し、『開かれた図書館』として、町民と職員が協働して図書館を育てていきます。

3 現状と課題

○白浜町立図書館の現状

現在、白浜町立図書館は、昭和52年児童図書館として建設された本館、昭和54年富田公民館一室に設置された富田分室、昭和63年中央公民館一室に一般書だけに移した白浜分室、平成18年旧日置川町との合併に伴い日置川中央公民館図書室を日置分室とした本館と3分室で構成されています。

しかしながら、本館が建設されてから30年以上経過しており、その間、社会情勢も大きく様変わりし、図書館に求められる機能も資料の貸出しだけに止まらない、多様化したものになってきました。

そのような状況の中、白浜町立図書館の現状は、図書館の機能が十分に果たされる

ために必要な『資料』『職員』『施設』という、これら基本的な3要件が満たされているとは言えません。「資料費不足」、「3分室を臨時職員各1名で運営」、「どの施設も将来を見据えた図書館の機能を考慮した施設ではなく、老朽化・狭隘化が進んでいる」ことに加え、情報化社会にあってコンピュータ化が進んでおらず、図書館本来の機能である“いつでも、だれでも、どこでも、なんでも”という「利用者の求める資料と情報を提供する」という目的が果たせない状況にあります。

○白浜町立図書館の課題

(1) 資 料

①資料の不足

資料購入費が充分ではなく、特に参考図書や専門書、データベースなどの電子資料やAV資料などがほとんど収集できていないため、レファレンスサービス（資料や情報を探し出し、提供又は紹介すること）に多大な支障をきたしています。県立図書館の資料を借りて利用者に提供することはできますが、日数がかかる上、参考図書などは借りることができません。

②資料の配置

施設が狭隘なため、児童書を本館、一般書を白浜分室に分けて配置せざるを得ません。利便性が非常に悪く、親子が一緒に本を選び読むことが出来ないことや、子どもが大人の本に興味を持つ機会を減らすなどの様々な影響が考えられます。

(2) 職 員

①職員体制

ア. 職員体制は、公民館兼任の館長1人、専任正規職員1人、専任嘱託職員1人、臨時職員が4人（うち兼任1）で1館3分室を担当しています。

イ. 職員は、資料と人を結びつける専門的な知識や技術が求められ、自己研修や職場内外での研修が大変重要であり本来正規職員配置が求められますが、臨時職員の占める割合が過半数を超えています。

②開館曜日及び開館時間

白浜分室と日置分室は、日曜日が休室になっており、本館・3分室とも、閉館（室）時間が午後5時になっています。このことは、今の職員体制では、変更することが困難で、中学生、高校生、一般の方が利用しにくい状況があります。

特に白浜分室は、主に一般書を置いているので、日曜日開室が強く望まれています。

○施設（設備）

①図書館の老朽化・狭隘化

ア．老朽化などによる耐震性・安全性の問題（昭和56年の建築基準法改正前の建物）

イ．狭隘な施設・構造上の不便さ

＊図書館（室）に必要な十分な資料を置けません。

＊図書館の機能を果たすために必要なスペースがありません。（おはなしコーナー、会議室、書庫、くつろぎのコーナーなど）

＊書架間（書架の中心間の距離）の狭さ

最低限180cm必要

＊書架の段数（高さ）

望ましい段数（高さ）

児童用－3段、高くても4段（100cm～140cm）

一般用－5段まで（150cm～160cm）

＊防音設備がされていません。

＊照明が固定されていて暗く、書架を移動したり増やしたりするとより暗くなる場合があります。

ウ．バリアフリー化されていません。

体の不自由な方、高齢者の方、妊婦さん、乳幼児を連れた方などが利用しにくい状況です。

②駐車（輪）場がありません。

本館には、ほとんど駐車スペースがありません。（1台程度）

③コンピュータシステムが未導入

資料活用の効率化などや情報格差の解消にコンピュータ化は必要不可欠です。

また、利用者用の情報端末がないため利用者自らがゆっくり資料を選ぶことや情報を得ることが出来ません。

これらの現状と課題を踏まえる中で、図書館施設そのものを整備しなければ改善できない課題を数多く抱えていることから、新たな図書館建設の必要性が生じてきました。

4 新図書館が目指す機能とサービス

図書館サービスの基本は、人々の求める資料や情報を提供することです。“いつでも、だれでも、どこでも、なんでも”という図書館サービスのネットワークを組み立てるには、図書館サービス網が必要になってきます。

中央図書館、地域図書館（分室）、移動図書館（自動車）による一体的なシステム

により全町に対する図書館サービス網が整うことが理想であり、国立国会図書館、県立図書館や他の図書館、学校図書館、専門機関などとのネットワークを構築することにつながります。そのためには中心となる新図書館の新築・整備が必要であると考えます。

新図書館が目指す機能は、大きく分けて『図書館サービス網を支える機能』と『直接サービス』の2つの機能になります。

(1) 図書館サービス網を支える機能

- ① 全資料を把握し、利用者の要求に応えるため物流などを含めたサービス計画を立て、実施していきます。
- ② 図書館のPR、行事などの企画をします。
- ③ 図書館サービス網の充実発展を図るため、地域図書館やその他のサービス・ポイントの配置計画や整備をします。
- ④ 職員研修を立案計画し、実施していきます。

(2) 直接サービス

① 資料の収集

図書館は、人々が求める資料を収集することを基本とします。資料の質と量が図書館利用を大きく左右します。資料は図書に加え紙芝居、新聞、雑誌、CD、ビデオ、DVD、電子資料などが必要です。特に地域（郷土）資料は積極的に収集します。また、商用データベースなどの充実を図り、より早い情報を提供し、電子書籍にも対応していきます。

② 貸出サービス

貸出は、図書館サービスの基本的な機能です。利用者と資料を結びつける「読書案内」をし、貸出中の資料や自館に所蔵していない資料を提供する「予約・リクエストサービス」を確実に実施します。インターネットやデータベースなどで利用者自身が検索できるように利用者用パソコンを備えます。

また、地域や学校などへの団体貸出し、調べ学習への支援など子ども達の読書環境を整えるため、学校図書館と連携していきます。

③ レファレンスサービス

レファレンスサービスは貸出と並ぶ図書館の重要な機能です。図書館職員が利用者の求めている資料や情報を的確に探し出し、提供または紹介するサービスです。

専門的な知識を持つ職員を配置するとともに、辞書・事典類や年鑑、書誌、白書、統計類など、新鮮で豊富な資料を備え、インターネットや電子資料を活用します。

④行政及び地域（郷土）資料サービス

町民のまちづくりへの参画のため、町や地域・県・国の行政資料を収集します。

白浜町の歴史や文化、ゆかりのある人々の資料収集・提供を行うと共に地域（郷土）資料の発掘を積極的にし、図書館が独自に地域（郷土）資料を刊行し、データベース化を図ります。

⑤児童サービス

子ども達が本と出合い、本の世界の楽しさを知り、考える力を身につけ、知的な好奇心と想像力を育てることは、図書館の大事な仕事です。本や子ども達に対して深い知識と愛情をもった専門職員を配置します。「おはなし会」を継続的に実施し、図書館行事を通じて子ども達が来館してくれるように努めます。

また保育園、幼稚園、幼児園、学校へ出向いて本の楽しさを知ってもらうために本の紹介や「おはなし会」などを開催し、保護者の方への働きかけもします。

⑥ヤングアダルト（青少年）サービス

ヤングアダルト向けの資料を収集し、大人への過渡期でもあるので一般書の近くに配架し、どちらも手に取ってもらえるようにします。図書館が子ども達にとって楽しくほっとする場になるようなスペースを設けます。

⑦一般（成人）サービス

生活に潤いを与え、また生活に役立つ多様な資料を収集します。情報格差解消のためのIT支援、子育て支援、ビジネス情報やその関連情報の提供をするビジネス支援など、課題解決に向けて支援を充実します。

⑧高齢者サービス

余暇の時間をゆったり過してもらうためのスペースの提供や他者との交流の場となる行事の開催を行います。

⑨障がい者・来館困難者サービス

施設のユニバーサルデザイン化（文化などの違い、老若男女の差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設などの設計）、各種読書機器やパソコンなどを設置し、大型活字本・点字資料・CD・字幕付DVDなどを収集・貸出をします。また、図書館で、録音図書を作成や対面朗読などを行います。

図書館から遠隔地に住んでいる方や近くでも来館困難な方には郵送・宅配便で対応します。

⑩視聴覚サービス

CD・DVDなどを収集し、多様な利用者が活用できるようにするとともに、館内に視聴用のブースを設け、利用のしやすいようにします。

⑪文化事業サービス

地域の文化の拠点として、人々の自由で自発的な学習・研究・サークル活動を

援助し、それらを促すとともに図書館の利用促進のため講演会や映画会、展示会などを企画立案して開催します。

また、広く利用者の方に図書館サービスの内容を知ってもらうために図書館のPR誌を定期的に発行したり、図書館のホームページを開設します。

⑫行政へのサービス

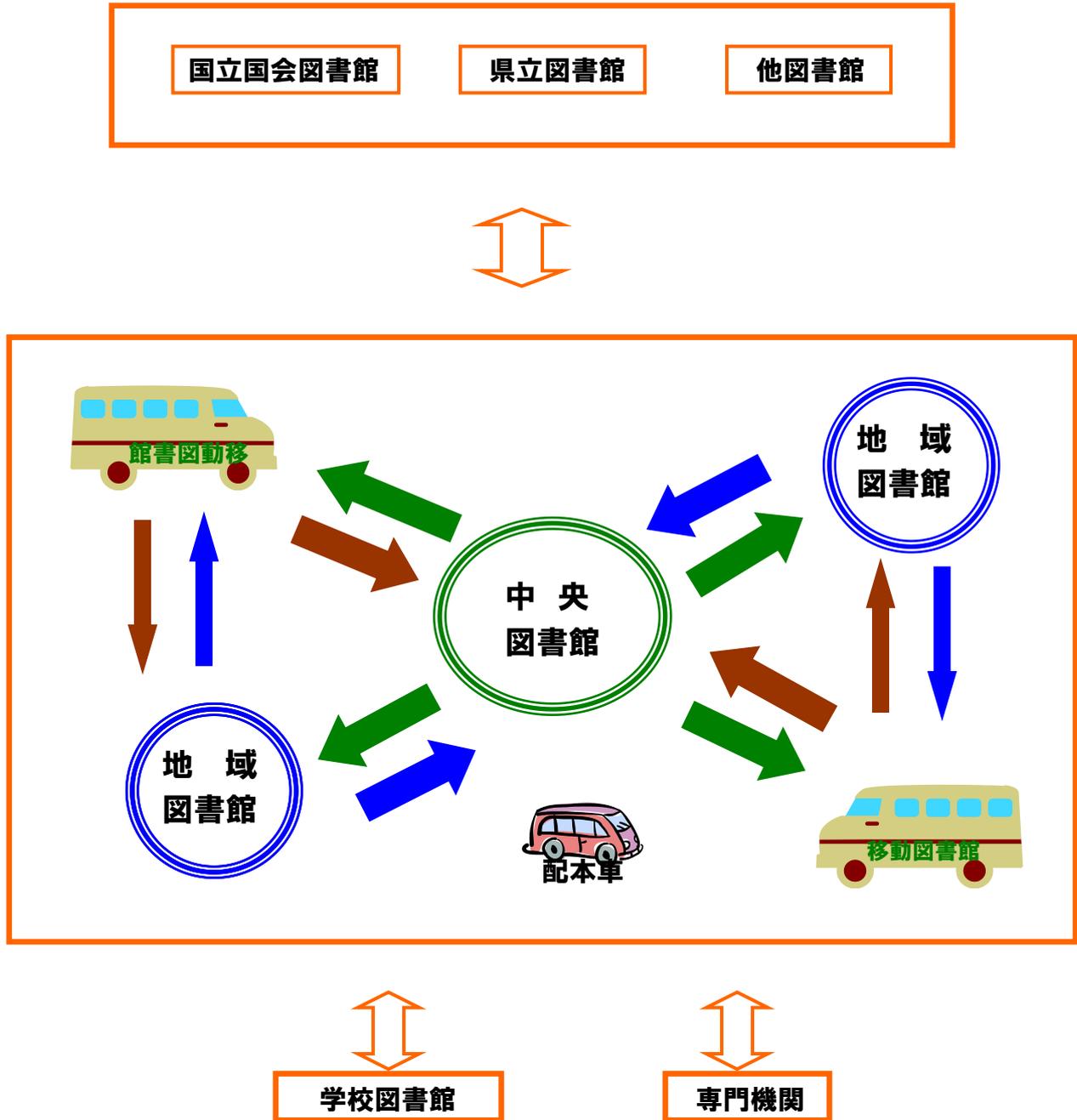
図書館資料の中には、政策立案や課題解決に役立つ資料が豊富に蓄積されています。自治体の職員に職務上必要な資料を提供することは、図書館の果たす役割を理解してもらうためには大変有効な方法であり、結果的に町民への図書館サービスの向上につながっていきます。

⑬移動図書館サービス

運行計画は、図書館からの距離、地域の年齢構成などを考慮して立てます。また、保育園、幼稚園、幼児園、小中学校、あるいは福祉施設、病院などへも巡回します。

以上の項目については、新図書館の開館時にすべてが整うものではありませんが、「目指すべき機能とサービス」として開館後も取組を進めます。

図書館システムとサービス網のイメージ図



5 新図書館の立地条件と建設候補地

(1) 新図書館の利用圏域

新図書館については、できる限り多くの町民が利用しやすい場所に設置することが望まれます。

したがって、実際の奉仕範囲が人口の密集地域又は住民の集まりやすい場所となるよう立地を考えることが、利用率の良い施設とするための重要な条件であることから、新図書館の位置を決めるに当たってはこの考え方を基本におくことが必要です。

(2) 新図書館の望ましい立地条件

新図書館の建設位置として求められる立地条件としては、次のような条件が満たされることが望ましいと考えます。

- ア. 人口が密集していて地域の人たちが集まりやすい生活動線の要所であること。通勤・通学、役場や学校などの公共施設、スーパーやコンビニ、医療施設などへの経路に近い場所であること。
- イ. すべての住民、特に子どもや高齢者など車を利用しない人たちも利用できる場所であること。
- ウ. 周辺地域への利用を広げるために、駐車場が確保できるだけの敷地があること。
- エ. 新図書館は、全町から不特定多数の人たちが利用し集客効果を発揮する可能性が高い施設であり、地域社会の活性化に関わることのできる場所であること。

(3) 立地条件から見た新図書館の建設候補地

この構想に基づいて整備する予定の新図書館は、町の中核的な図書館となるべき規模と内容を備えたものであることから、町の概況、特に人口の集積、地理的条件、交通アクセスなどを総合的に勘案して、新図書館の立地条件と建設候補地を想定すれば、概ね次のように考えられます。

- ア. 新図書館の望ましい立地条件を勘案すると、町域の中心であり、人口も密集している富田地域が望ましい。この地域には、幹線道路である国道42号と県道白浜温泉線が南北に走っており、将来においては近畿自動車道の整備により、日置川地域からの利用についても大幅な時間短縮が見込まれるとともに、それに伴うアクセス道路の整備により白浜地域からの利用もよりしやすくなる。また、JR紀勢線の紀伊富田駅もあることから、自動車による利用や生活道路との関連、JRの利用も想定して位置を選ぶことが望ましい。
- イ. 町域全体を対象とすることから、できるだけ広い駐車場が確保できることが必須の条件である。
- ウ. 地域の振興という観点で考えるとき、あらゆる年齢のあらゆる階層の不特定の人たちが集まる新図書館は、まちづくりの核となり得る施設である。この点

では、特に商業施設とのつながりが重要なポイントである。

これらのことを考え合わせると、建設位置としては、地域全体の生活と交通の要所となる位置が最も相応しい場所であり、白浜町の公共施設の位置や用地確保の問題、地域の状況を勘案すると、現時点での建設候補地としては現在利用計画が検討されている富田幼稚園跡地又は、その周辺町有地が相応しいと考えます。

しかしながら、東日本大震災を受けて今後、見直されるであろう国、県、町の防災計画などを考慮しながら、津波浸水などの災害の影響を受けない高台も視野に入れて検討しなければなりません。

6 新図書館の建物の条件

新たに建設する図書館は、図書館の機能が最大限に発揮できるよう、また、人々が利用しやすい建物として、以下のような基本条件を尊重しながら、実際の設計に生かすよう努めるものとします。

(1) 建物の基本条件

- ①単独施設であることがもっとも望ましく、また奇をてらったデザインではなく周囲の町並みに溶け込んだ落ち着いた自然な表情を持っていること。
- ②低層であること。できれば1階で主要機能はすべて満たせること。
- ③利用しやすく、くつろげる空間となるよう明るい広々としたワンフロアの開架スペースとし、壁による仕切は最小限とすること。
- ④ユニバーサルデザイン（文化などの違い、老若男女の差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設などの設計）であること。
- ⑤職員の動線に無駄がなく、最少の職員数で対応できるレイアウトであること。
- ⑥情報化への対応ができており、将来の図書館の発展や利用の変化に対応できる構造であること。
- ⑦環境に配慮し、省資源・省エネルギーであること。

(2) 複合施設となる場合の考え方

利用者にとって、より効率的に利活用ができるよう、他の公共施設との複合施設、もしくは併用施設にすることで、公共施設を一箇所に集中させることができます。複合施設・併設施設となる場合は、次のような点に留意します。

- ①複合施設・併設施設となる場合は、より多くの住民が日常的に利用、もしくは恒常的に使用する施設が望ましい。
- ②各々の施設が独立して管理運営できる。図書館と併設施設との開館時間や休館日が異なる場合には、開館時間や休館日を別々に設け、図書館単独の運営が可能な構造となっていることが必要である。

- ③総称的な名称はその施設の性格を曖昧にする恐れが強いことから、複合化しても、原則的には図書館部分には「図書館」の名称を付するものとする。図書館の存在をはっきりさせるためにも、図書館部分の名称は独立していることが望ましい。
- ④駐車場の管理については、各施設の利用の形態に従い、棲み分けを図ります。

(3) 新図書館のフロア構成

次に掲げるフロア構成を基本に、設計・建設にあたり検討を加えるものとします。

○利用者用

①開架スペース

利用者が自由に出入りし、気軽に資料を読んだり調べものをしたり、資料を借りていくところです。

*情報検索端末コーナー

- ・図書館の所蔵検索ができる。
- ・商用データベースなどを使った情報検索や、電子書籍を読むことができる。

*一般書コーナー

- ・親子で来る利用者のためや子どもでも大人の本を借りられるよう、児童書から一般書への移行がスムーズにいくように、児童書コーナー、ヤングアダルトコーナー、一般書コーナーは空間的につながっていることが大変重要である。
- ・地域（郷土）資料や行政資料は、一般書コーナーに隣接した場所に配架する。

*児童書コーナー

- ・ある程度のにぎやかさを想定して、吸音の効果を十分に持たせ、子どもたちにとって、親しみのある、楽しいスペースにする。
- ・子どもたちに本の楽しさを知ってもらうために、おはなし会のためのスペースを設ける。

*レファレンス・コーナー

- ・利用者の調査・研究や問題解決のため主に参考図書を配架し、利用者がCD-ROMやインターネットで検索できるようパソコンを配備する。

*新聞・雑誌コーナー

- ・明るくて、くつろいだ雰囲気のとおりあるスペースにする。

*視聴覚コーナー

- ・ビデオ・DVDなどが視聴できるブースを設け、インターネットで配信される音楽などが視聴できるようパソコンを配備する。

*対面朗読室

- ・防音対策を施した部屋を設ける。
- ・視覚障がい者への対面朗読と録音再生、録音資料の作成をする。

②交流展示スペース

玄関からすぐの位置で、玄関と開架スペースとの関係を考慮した位置とし、図書館の行事などのPR、町民の作品の展示に使用する。各種イベント案内、行政案内、生活情報、町民同士のコミュニケーションなどのために、さまざまな資料を掲示、手に取りやすいようにする。

③集会室

読書会、グループ研究、講座、講習、会議、研修に使用する。

④多目的ホール

視聴覚設備を備え、映画会、音楽会などの開催や、町民の会議、研修や集会などにも利用できる。

⑤ボランティア室

図書館に関係するボランティアグループが作業や打ち合わせを行う活動拠点の場とする。

○業務用

①サービスカウンター

総合案内、登録受付、貸出・返却、返本処理、読書案内、リクエスト受付など、職員が利用者と接する最も重要な場所である。

②館長室

利用者と自由に応対・交流が図れる位置に設ける。

③事務室

事務室に隣接したところに職員休憩室を設け、職員の研修や交流の場とする。

④作業室

選書、資料の受入れ、印刷物の作成などに使用する。

⑤書庫

固定書架と集密書架を設置し閉架とするが、公開書庫も検討していく。

○その他

*トイレ

・男女用のトイレ・多目的トイレ・子ども用トイレ（児童書コーナー内）を配置する。

*授乳室・おむつがえコーナー

・利用しやすいよう児童書コーナーの側に設ける。

*駐車（輪）場

・多くの利用者が車で来館されると予想されるので、十分な広さの駐車スペースを設ける。

7 計画期間及び取組計画等

新図書館の建設に当たっては、多額の費用を町単独で確保しなければなりません。このため、現時点においては、財源を確保することが最大の課題であります。

財源を確保するために「基金」を活用することも考えられますが、全体事業計画を策定し、総事業費を積算し、基金がその必要額に達するまでの年次計画を立てる必要があります。

このことを踏まえ、計画期間・取組計画等を次の通りとします。

(1) 計画期間

平成26年度から10年以内

(2) 取組計画等

①建築基本設計・・・着工の2年前まで

②建築詳細設計・・・着工の1年前まで

ただし、事業計画の推進にあたっては、今後の町政を取り巻く諸条件の変化を見極めながら柔軟に対応するものとします。

8 新図書館の建築規模

新図書館の建築規模を延床面積で考える場合、「公立図書館の任務と目標」（日本図書館協会）の基準値によると、奉仕人口2万人の図書館の延床面積は、1,735㎡となっています。

全国の既存図書館の中で、白浜町と奉仕人口が同程度の町立図書館の平均延床面積についてみた場合は、次のようになります。

白浜町の現在の人口は22,821人であり、平成29年度には20,430人と推計（第1次長計）しています。このことを踏まえ、奉仕人口20,000人以上23,000人未満の全国の図書館数（分館を除く）を確認すると「30館」あり、その平均延床面積は「1,264.7㎡」となります。（「日本の図書館2013」日本図書館協会より）

和歌山県下の市町立図書館の場合をみると、図書館数（分館を除く）は「23館」あり、その平均延床面積は「1,046.6㎡」となっています。（「平20 和歌山県の公共図書館・図書室」より ※但し平21以降新築されたものは新館面積で計算）

これらの基準や実態とともに、今後の電子書籍など新たな図書館の利用形態の変化なども考慮しながら検討を重ねた上で、基本設計の策定の時点において建築規模を確定していきます。

9 運営

(1) 本館と分室

新図書館の全体事業計画の中で、現状の本館（白浜）、分室3（白浜、富田、日置）体制についても検討する必要があります。

しかしながら、白浜町域は、200平方キロメートルを超える広域にわたっていますので、現在の地域利用者の利便性が損なわれないような体制づくりが必要です。

(2) 地方公共団体直営の図書館

白浜町立図書館は、町民と職員が協働して育てていく町直営の図書館とします。

(3) 職員体制

図書館が人々の信頼を得て、図書館サービスを充実していくためには、館長を中心として、経験豊かな専門職である司書を配置した職員体制を作ることが重要になります。このことを踏まえ、新たに建設する図書館については、図書館の規模とサービスの実情に合った適切な専門職員の配置に努めるものとしします。

おわりに

この基本構想は、白浜町立図書館整備の推進に関する事項についてまとめたものですが、その中で最も優先されるべき事項は新図書館の『早期完成』であると考えます。

建設までの『計画期間』に関しては、当町を取り巻く経済状況や優先施策の変化による前倒し実施の可能性を否定している訳ではありません。一方、現状よりもさらに厳しい財政状況や、図書館そのものの考え方が大きく変わってくる可能性もあります。

従って、建設計画の具体化にあたっては、その時点での適切な判断に基づき柔軟に対応することが必要であると考えます。

また、白浜町全域に図書館サービスを行き届かせるためのサービス目標値やサービス計画については、将来、多様化する資料形態などにも対応できるよう、これらも含めた建設計画について検討していただく委員会を建設決定時に設置するものとしします。